

試験について

第1次試験

マークシート式試験・論文試験

10月の土曜日

全国約20カ所に会場を設置します

第2次試験

面接試験

12月の土曜日・日曜日

全国5カ所に会場を設置します

申込受付期間

6月下旬～7月下旬

申込方法

■以下の2つから選べます。

- ①受験要項内の受験申込書等に記入して、指定のヘルプデスク宛に郵送
- ②国民生活センターウェブサイト等に掲載された受験申込書等に入力して、指定のサイトからアップロード

受験手数料

14,300円(税込)

受験資格

年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、誰でも受験できます。

独立行政法人 国民生活センターとは

独立行政法人国民生活センターは、国の行政機関や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしています。

このために、消費生活に関する情報を全国の消費生活センター等から収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立っています。また、消費生活センター等が行う相談業務の支援、商品テスト等を実施し、一人ひとりの消費者が安全で安心な生活を送れるよう、くらしの支援に努めています。



問い合わせ先

独立行政法人 国民生活センター 資格制度課

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22

TEL 03-3443-7855

(9:30～12:00 13:00～17:00 土・日・祝日を除く)

受験要項は、当センターウェブサイトからダウンロードできます。冊子の用意はありません。

<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>



国家資格

消費生活相談員 資格試験

(消費生活専門相談員
資格認定試験)

誰かの困った…に、あなたの力を！
国家資格に挑戦してみませんか？



独立行政法人
国民生活センター

法人番号4021005002918

消費生活相談員とは

消費生活センター等に所属し、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの苦情や問い合わせ等の相談を受け付け、中立・公正な立場で相談の解決に努めています。

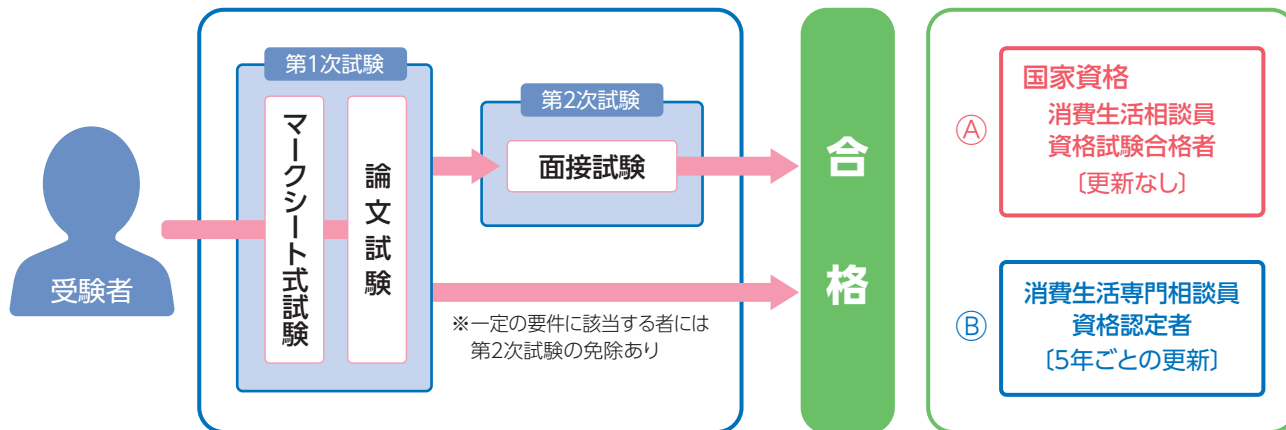
消費生活相談員資格試験について

(消費生活専門相談員資格認定試験)

消費生活相談員資格試験は、消費者安全法に基づき実施される資格試験です(国家資格)。当試験は、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的に、内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関が実施することになっており、国民生活センターはこの登録試験機関として試験を実施します。合格者には、登録試験機関の長である当センター理事長名で合格証を交付します。(図A)

また、この試験は、当センターが1991年度から実施してきた消費生活専門相談員資格認定試験を兼ねています。合格者には、同時に「消費生活専門相談員」(図B)の資格を付与します。(詳細は右ページ参照)

【図】 試験のしくみ



「消費生活専門相談員資格」について

国民生活センターでは、行政で働く消費生活相談員のための公的資格「消費生活専門相談員資格認定制度」を創設し、1991年度から試験を実施しています(累計資格認定者数8,000名超)。

この「消費生活専門相談員資格」は、5年ごとの資格更新が必要です(更新任意)。更新には、原則として更新講座の受講が必要です。講座を通して、消費生活相談員として必要な最新の知識を身につけることができます。

国・地方公共団体への情報提供

当センターでは、消費生活相談員の採用を希望する国・地方公共団体等から照会を受け、消費生活専門相談員資格認定者の情報を提供しています(希望者のみ)。

採用情報

消費生活相談員等の採用情報(掲載依頼のあったもの)を当センターのウェブサイトに掲載しています。


https://www.kokusen.go.jp/shikaku/s_saiyou.html

受験対策

1. 出題範囲


- ①商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性
- ②消費者行政に関する法令
- ③消費生活相談の実務
- ④消費生活一般
- ⑤消費者のための経済知識

2. 勉強方法(例)

- ①国民生活センターウェブサイトに掲載中の過去の試験問題
<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/exam.html>

- ②国民生活センターや消費者庁の公表資料
- ③地方公共団体等が主催する消費生活関連の講座や養成講座・資格取得支援講座

3. 受験対策テキスト、過去問題解説(2026年度受験要項より一部抜粋)

※書籍の入手方法等は、各出版元のウェブサイトでご確認ください。
※国民生活センターが内容について承認・監修等を行ったものではありません。

- ①公益社団法人全国消費生活相談員協会
受験対策テキスト
<https://zenso.or.jp/>

- ②特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
過去問題解説
<https://www.hyogo-c-net.com/>
